

生徒心得

この心得は、本校での生活を安全・安心で有意義なものとするにはどうしたらよいかを考えて定めたものです。本校生徒としての自覚と責任をもち、自己の生活をより良いものにする指針として活用することを期待します。

第1章 学校生活の基調

- 1 学校のみならず社会の一員であるという自覚に基づいて、自主的精神を持ち、良識のある校風樹立に努める。
- 2 本校の教育目標を理解し、本校生徒としての誇りを持ち、礼儀と敬愛の精神を基として学校生活を送る。
- 3 進取の精神を持って知性と情操を養い、健康の増進につとめ、必要な学力を身につける。
- 4 将来の進路を認識し、具体的計画をたててその実現に鋭意努力する。

第2章 礼儀・交友

人と人との互いを尊び、適切な距離を保って交際することは、社会生活を営む上での基本である。民主的な社会の一員として、積極的に他者と良好な関係を築き、双方が良識ある態度で学業その他に取り組めるよう努力する。

第3章 身だしなみ

- 1 一般心得
時・場所・状況を考え、ふさわしい身だしなみを心がける。
- 2 基本の服装
 - (1) 本校指定のブレザーとスラックスまたはスカートを着用し、校章を左胸に付け、白Yシャツにネクタイ（リボンも可とする）を締める。指定ベストの着用は任意である。リボンを着用しても良い。
 - (2) 入学式、始業式、終業式、卒業式、その他で公的な装いが必要な場合は正装とし、ネクタイとベストを着用する。この場合は、ストッキングにソックスを重ね履きしないものとする。
 - (3) ストッキングを着用する場合は、色は黒・紺またはベージュの地模様のないものとする。
 - (4) ソックスは制服の色にあわせ、華美なものは避ける。
- 3 夏季略装
 - (1) 夏季略装期間は6月～9月とする。
 - (2) ブレザー・ネクタイ・リボンは着用を省略できる。
 - (3) 白Yシャツ以外に、白または紺色の無地（襟や袖のラインのないもの、胸のワンポイントは可）のポロシャツを着用することができる。
- 4 服装関係その他
 - (1) 通学および学校生活の場においては制服を着用する。事情により一時的に制服を着用できない場合は、異装届けを提出する。
 - (2) 外套類を着用する場合は、ブレザーの上に着用する。ただし、室内では、原則として外套類を脱ぐ。
 - (3) 制服を加工することは禁止する。
 - (4) 外靴は華美でないものとし、安全上、極端に踵の高いものやサンダルは認めない。上靴は本校が指定する運動靴とする。
- 5 服装以外について
 - (1) 服装以外のみだしなみは、とくに①清潔であること ②自然であることを基本とする。「自然である」とは生徒本人のありのまま、素の状態をいう。
 - (2) 頭髪については、パーマ、染色の他、極端に一部を剃る・伸ばす・立てるなどの加工はしない。
 - (3) 化粧・装飾品の着用は認めない。

第4章 校内生活

1 登校・下校時刻・欠席・早退・遅刻等

(1) 登校時刻は次のとおりとする。

夏季(4月～11月) 8時35分まで

冬季(12月～3月) 8時45分まで

(2) 下校時刻は、夏季は午後4時40分・冬季は午後4時50分までとする。ただし、課外活動を行う生徒の活動時刻は原則として顧問またはその他指導教員のもと、午後7時までとする。この活動時刻を超えて活動する場合は、活動時間延長願を提出する。

(3) 欠席・欠課・遅刻・早退する場合は生徒手帳の所定欄に記入しホームルーム担任に届け出る。

(4) 当日、やむなく、欠席・遅刻する場合は、必ず保護者等から学校に連絡する。

2 授業等に関する心得

(1) 校内においては、互いに快適な空間づくりに留意する

(2) 校内は、整理整頓し、ゴミの分別・適切な廃棄に務め、常に清潔に心がける。

(3) 授業開始のチャイムまでに着席する。

(4) 登校後は当日の授業終了まで校外に出ることを禁止する。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は生徒手帳の所定欄に記入しホームルーム担任に届け出る。

(5) ホームルーム等で校外において活動を行う場合には、担当教師の引率を必要とする。

3 掲示、放送、集会等

(1) 学校内において印刷物を配布したり、ポスターを掲示したり、あるいは集会を開こうとするときは、所定の手続きにより許可を受ける。

(2) 校内放送施設を使用するときは、担任教員又は顧問の許可を受ける。

4 施設・設備の利用

(1) 施設、設備を大切にし、使用した備品は必ず所定の場所に返還する。過失により汚損又は破損した場合は直ちにその旨ホームルーム担任又は顧問に申し出る。事情によっては弁償しなければならない。

(2) 休業日、日曜日、祝日等に登校して校舎、運動場を使用するときは、担当教員に申し出て「校舎使用許可願」を提出する。

5 所持品

(1) 所持品はすべて自己の責任において管理するものとし、不要の金銭や貴重品は所持しない。

(2) 学校生活に関係のないものを持ち込まない。

(3) 学校内での携帯電話の使用については以下のとおりとする。

ア 校舎内では平日・休日ともに必ず電源を切り、本体が見えない状態で保管する。

イ 平日の放課後もしくは休日においては、家庭などとの通信連絡・自学自習・連絡事項の撮影などを目的とする携帯電話等の使用を認める。また、校舎外での使用は認める

ウ 修学旅行については、別途ルールを作成する。

6 緊急時の心得

非常事態発生の際は教職員の指示に従い、沈着迅速に命を守る行動をとること。

第5章 校外生活

1 一般的な心得

(1) 自律的に行動し、計画的な学業生活を送るよう努める。

(2) 外出時においては、身分証明書を携帯し、保護者に目的、行き先、帰宅時刻を明確にする。

(3) 夜9時以降の外出は避ける。

(4) 立ち入り禁止場所は次の通りである。

ア 風俗営業法で出入りが禁じられているところ

イ 北海道青少年健全育成条例で出入りを禁じているところ

(5) 校外において万一事故が起こった場合は、速やかに警察、保護者、学校に連絡する。

2 アルバイト、自動車学校通学について

- (1) アルバイトは、学業及び日常の生活に支障を及ぼさぬよう行う。詳細はアルバイト規定による。
- (2) 本校在学中において、原付二輪、自動二輪免許取得とその使用を禁止する。
- (3) 普通自動車の免許取得にあたっては自動車学校通学規定による。

3 ソーシャルメディア（SNS）の利用について

SNSの利用にあたっては、無意識に他人に迷惑をかける可能性があることに留意し、「他人に迷惑をかけない」、「自分の安全を守る」利用を心がけ、次の点に充分注意する。

- (1) 他人はもちろん自分の個人情報も公開しない。
- (2) 誹謗中傷やわいせつな情報を発信しない。
- (3) 有害サイト、危険性の高いサイトには立ち入らない。

第6章 各種手続き

- 1 本人及び保護者等の氏名、戸籍、住所等に変更があった場合はすみやかに学校に届出る。
- 2 休学、退学、または転学しようとする場合は、所定の願書により校長に願い出る。
- 3 授業料、諸会費は所定の期間に必ず納入する。なお事情のある者はホームルーム担任に相談する。
- 4 高体連・高文連主催以外の対外競技に出場又は出品、出演しようとする時はあらかじめ当該顧問に届出て校長の許可を受ける。
- 5 諸願、諸届の提出については下記の一覧表を参照し、厳正を期する。

第7章 生徒心得の改正等の手続き

- 1 生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対して、生徒心得の改正等を求めることができる。
- 2 校長は生徒会から前項の規定に基づく求めがあったときは、アンケートその他の適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、必要に応じて学校評議員会でその内容について意見を聴取するものとする。
- 3 校長は、前項の結果及び職員会議の検討を経て、生徒心得の改正または廃止について決定するものとする。
- 4 校長は、前項の決定について、決定までの経過や理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

B 自転車通学生の心得

第1条 本校生徒は次に掲げる事項をよく守り、安全な通学を心がけること。

第2条 自転車通学は、許可制とする。期間は原則として4月から12月までとする。

第3条 自転車通学の条件は次のとおりとする。

- (1) 付属品として反射板・ライト・錠2つ・ベルを必ず装備した自転車であること
- (2) 学校が実施する自転車整備点検に合格すること
- (3) いずれかの自転車保険等に加入すること

第4条 自転車通学を許可された者は、下記の注意事項を守る。

- (1) 道路交通法を遵守する。
- (2) 車体の点検整備を行う。特にブレーキ・ライト・反射板・ベル・錠2つについては、使用時に必ず点検する。
- (3) 学校では自転車置場を使用し、常に整備された状態にする。
- (4) 自転車から離れる時には、必ず2カ所施錠する。

第5条 上記の許可条件、注意事項に違反した場合は、許可を取消すことがある。

C 自動車学校通学規定

第1条 自動車学校に通学しようとする者は、保護者等と共に来校の上、自動車学校通学希望生徒説明会に参加し、自動車学校通学願を校長に提出し、許可を受ける。

第2条 許可の条件は次の通りとする。

- (1) 就職が内定、または進学先が決定していること
- (2) 評定1を有しない者であること
- (3) 申請の時点で欠課時数が2割を越えていないこと。
- (4) 生活態度が良好であること
- (5) その他、特別な事情のある者は別途審議する

第3条 通学開始日は12月1日からとし、日常の授業を欠いて通学することは認めない。

第4条 実地試験に合格した生徒については、原則として法規試験については、卒業式以降受けるものとする。

第5条 次の場合は許可を取り消す。

- (1) 通学期間中に非行事故を起こした場合
- (2) 生徒心得に著しく違反し、学校の指導に従わない場合

第6条 本規定に違反した場合には、特別指導の対象とする。

D アルバイト規定

第1条 アルバイトについては、その目的を明確にし、学業に支障がないよう計画的に行う。

- (1) 平常時（春季休業を含む）は、以下の第3条の要件が満たされ、かつ経済事情などの理由がある場合に許可する。（許可制）
- (2) 長期休業（夏季・冬季）中は、アルバイト届を提出するものとする。（届出制）

第2条 アルバイトを希望する生徒は、事前に保護者の承諾を得て、事業所の就業条件を確認の上、所定のアルバイト許可願又はアルバイト届を提出する。

第3条 アルバイト実施にあたっては、次のことを遵守する。

- (1) 日常生活や学習成績面などで大きな影響を及ぼさない。
- (2) 長期休業中は休暇総日数の3分の2以内とする。
- (3) 定期試験中及びその1週間前からは禁止する。
- (4) 学校行事等の準備期間中は禁止する。
- (5) 勤務時間は原則として午後9時までに帰宅可能な範囲とする。
- (6) 雇用契約の内容、責任の有無が明確であること。
- (7) アルバイト実施中には、身分証明証またはアルバイト届を携帯する。

第4条 次のアルバイトについては禁止する。

- (1) 宿泊をとまなうもの
- (2) 風俗営業等に関する法律や条例に関わるもの（生徒心得第5章1項(4)に記載の店等）
- (3) 危険な作業や健康に有害なもの。
- (4) その他高校生として適切でないもの

第5条 学校生活に支障をきたした場合には、保護者と話し合いの上、アルバイトを中止させる。また、本規定に違反した場合には、特別指導の対象とする。